

議案第 56 号

羽曳野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

羽曳野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように
制定する。

平成 30 年 9 月 3 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条の3第1項の規定により、その適正な処理を行うことが困難であると環境大臣が指定するスプリングマットレスの処理手数料を定めるとともに、その他所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例

平成 年 月 日
羽曳野市条例第 号

羽曳野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成 5 年羽曳野市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項を次のように改める。

市長は、一般廃棄物の処理を求める者から別表に定める手数料を徴収する。

第 15 条第 2 項中「第 7 条第 4 項本文」を「第 7 条第 6 項本文」に改める。

第 19 条中「き損」を「毀損」に改める。

別表ごみの項を次のように改める。

ごみ	1 営業用手数料(商店、事業所等から排出される一般廃棄物)	
		45 リットル相当の容器 1 個につき 130 円
	2 臨時手数料(一般家庭から臨時に出る一般廃棄物)	
	(1) スプリングマットレス	
	ア シングル等(幅 1,400 ミリメートル未満)1 枚につき	4,600 円
	イ ダブル等(幅 1,400 ミリメートル以上)1 枚につき	8,800 円
(2) スプリングマットレス以外のもの		
		1 立方メートルにつき 800 円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の羽曳野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に収集及び運搬する一般廃棄物に係る手数料から適用し、同日前に収集及び運搬した一般廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。

羽曳野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 新旧対照表

新	旧													
<p>(一般廃棄物処理手数料)</p> <p>第 13 条 <u>市長は、一般廃棄物の処理を求める者から別表に定める手数料を徴収する。</u></p> <p>2 省略</p> <p>第 14 条 省略</p> <p>(一般廃棄物処理業の許可)</p> <p>第 15 条 1 省略</p> <p>2 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、<u>法第 7 条第 6 項本文</u>の規定により市長の許可を受けなければならない。</p> <p>3～5 省略</p> <p>第 16 条～第 18 条 省略</p> <p>(許可証の再交付)</p> <p>第 19 条 一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は浄化槽清掃業者は、許可証を紛失し、又は毀損したときは、規則で定めるところにより、直ちに市長に届け出て再交付を受けなければならない。</p> <p>第 20 条～第 24 条 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種類</th> <th style="width: 90%;">取扱区分と手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">ごみ</td> <td>1 営業用手数料(商店、事業所等から排出される一般廃棄物) 45 リットル相当の容器 1 個につき 130 円</td> </tr> <tr> <td>2 臨時手数料(一般家庭から臨時に出る一般廃棄物)</td> </tr> <tr> <td>(1) <u>スプリングマットレス</u></td> </tr> <tr> <td>ア <u>シングル等(幅 1,400 ミリメートル未満)1 枚につき</u> 4,600 円 イ <u>ダブル等(幅 1,400 ミリメートル以上)1 枚につき</u> 8,800 円</td> </tr> <tr> <td>(2) <u>スプリングマットレス以外のもの</u></td> </tr> </tbody> </table>	種類	取扱区分と手数料	ごみ	1 営業用手数料(商店、事業所等から排出される一般廃棄物) 45 リットル相当の容器 1 個につき 130 円	2 臨時手数料(一般家庭から臨時に出る一般廃棄物)	(1) <u>スプリングマットレス</u>	ア <u>シングル等(幅 1,400 ミリメートル未満)1 枚につき</u> 4,600 円 イ <u>ダブル等(幅 1,400 ミリメートル以上)1 枚につき</u> 8,800 円	(2) <u>スプリングマットレス以外のもの</u>	<p>(一般廃棄物処理手数料)</p> <p>第 13 条 <u>一般廃棄物の収集及び運搬についての手数料は、別表に掲げる額とする。</u></p> <p>2 省略</p> <p>第 14 条 省略</p> <p>(一般廃棄物処理業の許可)</p> <p>第 15 条 1 省略</p> <p>2 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、<u>法第 7 条第 4 項本文</u>の規定により市長の許可を受けなければならない。</p> <p>3～5 省略</p> <p>第 16 条～第 18 条 省略</p> <p>(許可証の再交付)</p> <p>第 19 条 一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は浄化槽清掃業者は、許可証を紛失し、又はき損したときは、規則で定めるところにより、直ちに市長に届け出て再交付を受けなければならない。</p> <p>第 20 条～第 24 条 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種類</th> <th style="width: 90%;">取扱区分と手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ごみ</td> <td>1 営業用手数料(商店、事業所等から排出される一般廃棄物) 45 リットル相当の容器 1 個につき 130 円</td> </tr> <tr> <td>2 臨時手数料(一般家庭から臨時に出る一般廃棄物) 100kg 又は 1m³ につき 800 円</td> </tr> </tbody> </table>	種類	取扱区分と手数料	ごみ	1 営業用手数料(商店、事業所等から排出される一般廃棄物) 45 リットル相当の容器 1 個につき 130 円	2 臨時手数料(一般家庭から臨時に出る一般廃棄物) 100kg 又は 1m ³ につき 800 円
種類	取扱区分と手数料													
ごみ	1 営業用手数料(商店、事業所等から排出される一般廃棄物) 45 リットル相当の容器 1 個につき 130 円													
	2 臨時手数料(一般家庭から臨時に出る一般廃棄物)													
	(1) <u>スプリングマットレス</u>													
	ア <u>シングル等(幅 1,400 ミリメートル未満)1 枚につき</u> 4,600 円 イ <u>ダブル等(幅 1,400 ミリメートル以上)1 枚につき</u> 8,800 円													
(2) <u>スプリングマットレス以外のもの</u>														
種類	取扱区分と手数料													
ごみ	1 営業用手数料(商店、事業所等から排出される一般廃棄物) 45 リットル相当の容器 1 個につき 130 円													
	2 臨時手数料(一般家庭から臨時に出る一般廃棄物) 100kg 又は 1m ³ につき 800 円													

	1 立方メートルにつき 800 円		
省略		省略	